

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2023年2月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコバビル4階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

今年は1月上旬が暖かったせいか、例年よりも早く梅が開花している景色が見られます。寒さが堪える日も多くなり、ご高齢のお客様におかれましては普段より重ねての防寒対策をされている方もいらっしゃると思います。皆様には、温かくしてお過ごしいただきたいと願っています。

さて、今回は後見監督人について取りあげています。監督人には、成年後見においては類型に応じて、後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人があります。私は個人の資格で成年後見業務を行っていた際、これらのすべてを経験しました。なかでも印象深かったのは任意後見監督人です。任意後見人はご本人が判断能力がしっかりしていたときに、ご自身で選んだ後見人です。ご本人が判断能力が衰えた後に任意後見人として活動をはじめます。そこから任意後見監督人の監督がスタートするのです。

私は家庭裁判所の名簿から選ばれて、当事者とは何の利害関係もないところで任意後見監督人になりました。そのときには、この任意後見というわかりにくい制度をよく利用したなと感心しながら携わりましたが、そのわかりにくさゆえ、未だこの制度利用は急激には進まない現状があります。監督人が相談出来る便利な相手なのか、小うるさい目の上のたんこぶなのか、いつも気になりながら業務を進めているのです。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

これまで成年後見・保佐・補助の制度について様々な情報を記述してきました。皆様にお話を伺う中で、多くの方がふと疑問に思う点について今回はQ&Aとしてご紹介致します。

Q1:後見監督とは何ですか？

後見監督人の仕事は、後見人等の後見事務の監督を行います。法定後見においては、必ず後見監督人が就く訳ではありません。(※任意後見の場合は、必ず後見監督人が選任されます)
後見人等は申立のきっかけとなったこと(例・保険金受取等)だけをすれば良いものではなく、後見が終了するまで、行った職務内容(後見事務)を定期的にまたは随時に家庭裁判所へ報告しなければなりません。預金や不動産などの被後見人の財産に多く接する関係上、後見人が私的流用などの不正を行う事を防ぐ必要もあります。それらのことから事案によっては、家庭裁判所が専門職(弁護士や司法書士等)を選任して監督事務を行わせる場合もあります。その場合には、後見人等は行った職務の内容を定期的にまたは随時監督人に報告しなければなりません。

※法定後見で監督人の選任が行われるケースは、次のような場合があります。

- 家族や親族などが後見人になったケース
- 管理する預金や不動産が多いケース
- 後見人と被後見人に利害の対立(利益相反)があるケース
- 選任された後見人が若く事務をサポートする存在が必要なケース
- 家族や親族内に揉め事や反発があるケース
- 財産状況に不明瞭な部分があるケース
- 選任された後見人が高齢で事務に不安があるケース
- 後見人が法律などの専門的な知識を有しないケース

つまり、後見人等が適切な管理や事務を行うように監督する人が後見監督人なのです。後見監督人は後見人等の相談役にもなります。後見人が後見の財産管理や法律のことなどでわからないことが出てきた場合、後見監督人に相談することも可能です。



Q2:成年被後見人は遺言書を作成できますか？

成年被後見人が遺言書を作成することは可能です。しかし、作成のためには法律上いくつかの厳格な要件が必要とされています。

1. 事理弁識能力を一時的に回復したときであること
2. 医師2名以上の立会があること
3. 医師が立会、遺言者が遺言作成時に事理を弁識する能力を有していた旨を遺言書に付記し、これに署名押印をすること

上記のような要件を満たした場合に限り、有効に遺言をすることができます。(遺言の方法としてはいずれの形式でも可)ただし、後で遺言の効力が争われることがありますので必要があれば専門家に相談して下さい

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人

こちらの
アカウント!!
友だち追加を
どうぞよろしく☆

